

一般社団法人日本産業カウンセラー協会 上信越支部

**2018(平成30)年度
産業カウンセラー養成通信講座
募 集 要 項**

受講のお申込みに際しては、この要項をよくお読みください

《講座概要》

- ◆ 講座期間 2018(平成30)年11月1日 ~ 2019(平成31)年10月31日
※2018年11月1日(木)に、受講の手引き・教材等を発送いたします。

- ◆ 教室名・面接実習開催曜日・定員・面接実習会場

教室名	開催曜日	定員	会 場
高 崎	期間中の 土・日8回 (計16日) 詳しい日程は 8ページを ご覧ください	20	ビエント高崎 高崎市問屋町2-7 ※ 駐車場あり <JR 高崎問屋町駅問屋口から徒歩7分>
長 野		18	長野事務所研修室 長野市南県町1041-3新建新聞社第3ビル3階 ※ 駐車場なし <JR 長野駅善光寺口から徒歩15分>
新 潟		14	新潟ユニゾンプラザ 新潟市中央区上所2-2-2 ※ 駐車場あり <JR 新潟駅万代口からバスにてユニゾンプラザ前下車 徒歩1分>

《申込要領》

◆ 応募条件

- 産業カウンセラーを目指す、受講開始時点（2018年11月1日）で満20歳以上の方

◆ 申込方法

1. webで申込み

インターネットからお申込みができます。画面の指示に従い必要事項を入力してお申込みください。入力したメールアドレス宛に「受講料の振込先が書かれたメール」が送信されますので、その振込先に受講料を忘れずにお振込みください《振込期日：お申込みメール到着後、3営業日以内》。受講料のお振込みがない場合は、お申込みが取消しとなる場合もございますので、あらかじめご承知おきください。

※ 学費ローンをご利用の場合はインターネットからお申込手続きを行ってください。

【お願い】「受講料の振込先が書かれたメール」は、自動返信メールとなります。受信の際に、迷惑メールフォルダに振り分けられてしまう可能性がございますので、受信が確認できない場合は、迷惑メールフォルダをご確認いただきますようお願い申し上げます。

2. 郵送で申込み

別紙申込書に必要事項を記入して、受講料を振込み後、振込明細書（コピー可、インターネットバンキングでお振込みの場合は受け付け結果の印刷で可）を所定欄（申込書裏面）に貼付のうえ、申込書送付先へ送付してください。受講料の振込明細書が貼付されていない場合はお申込みとみなしませんので、あらかじめご承知おきください。

◆ 申込受付期間

2018年8月9日(木)《消印》から2018年10月15日(月)《消印》まで

※ インターネットからの申込みは、2018年8月9日午前10:00より開始いたします。

- 期間前（8月9日以前の消印）にお申込みいただいた場合は、受け付けることができません。受付期間に改めてお申込みいただくこととなりますので、ご了承ください。受講料のお振込みについても、8月9日以降にお振込みください。また定員に達した場合には、期間内であっても受付を終了させていただきます。
- 申込状況をご確認されたい場合は、お申込み前に上信越支部ホームページをご覧ください。5ページに記載されています問い合わせ先にご連絡ください。

◆ 受講の確定

- 申込と、受講料のお支払（もしくは学費ローン契約の成立）の両方が確認された順に、受講を確定いたします。お申込みを確認後、2週間以内に、受講決定通知をお送りいたします。希望順位の高い教室が定員に達した場合は、希望順位を繰り下げて確定いたします。

◆ キャンセル待ちについて

- 申込書ご記入の希望教室が定員に達していた場合、自動的に2018年10月15日まで、キャンセル待ちとして受け付けさせていただきます。期間中、キャンセルが発生した場合は、随時対象者にご連絡いたします。
- キャンセル待ち期間が経過した場合は、お申込みを受理できなかったとして、返金のお手続きをさせていただきますので、ご了承ください。
- ご希望により、キャンセル待ちの取消しも可能です。その際は、5ページに記載されています問い合わせ先にご連絡ください。

◆ 受講料・振込先

受講料：226,800円（教材費・消費税込み）
 受講料振込先：中央労働金庫 高崎支店 普通預金 4623901
 一般社団法人日本産業カウンセラー協会 上信越支部
 支部長 小林 郁夫（こばやし いくお）

- ※ 振込手数料はご負担ください。
- ※ 申込者名と振込名義が異なる場合、webでお申込みの方は備考欄に、郵送でお申込みの方は所定の欄に、振込名義を記載してください。
- ※ キャンセルされる場合の返金等につきましては、6ページ「受講約款」をご覧ください。
- ※ 面接実習のための交通費・宿泊費は自己負担となります。
- ※ 受講料の分割払いをご希望の方は、株式会社セディナ提携学費ローンをご利用ください。学費ローンご利用の場合、受講申込み、学費ローン申込みともにインターネットからとなります。詳しくは別紙「学費ローンのご案内」、または上信越支部ホームページ「産業カウンセラー養成講座を受講する」をご覧ください。
<http://www.jaico-jse.jp/lecture/3/>
- ※ 受講料内訳
 ・入講料：34,020円 ・受講料：192,780円

【申込書送付先】

〒370-0006 群馬県高崎市問屋町3-10-3 問屋町センター第2ビル3階
 一般社団法人日本産業カウンセラー協会 上信越支部 養成講座部

《講座の修了と資格》

- ▶ すべての科目を履修することが必要です（選択制ではありません）。
 - 1) 理論科目（下記19科目）の履修には、それぞれ添削問題を解いて提出し、正答6割以上であることが必要です（正答6割未満の場合は再提出）。
 - 2) 演習科目の履修には、面接実習104時間中92時間以上出席し、3課題レポートを提出することが必要です。
 - 3) 面接実習にやむをえず欠席した場合は、4日（1日6時間・計24時間）を限度に補講を受けることによって、その受講時間を面接実習の出席時間とみなすことができます。補講料1日10,800円（税込）が別途必要です。

- ▶ 本講座を修了された方は、産業カウンセラー試験の受験資格（学科・実技）が得られます。実技能力評価制度に基づき、面接実習で一定の成績に達した場合、産業カウンセラー試験の実技試験免除を受けることができます。

《講座内容と学習方法》

◆ 理論科目

テキストを読み、下記19科目の添削問題（それぞれ約7問）を解いて指定の期日内に提出します。提出回数は8回です。

1. カウンセリングとは何か
2. 傾聴の意義と技法
3. カウンセリングのプロセスとトレーニング
4. 産業カウンセラーと産業カウンセリングのあゆみ
5. カウンセリング理論の源流とその発展
6. カウンセリングのさまざまな理論と方法
7. こころとからだのメカニズム
8. パーソナリティ心理学と心理アセスメント
9. 精神医学の基本
10. 産業組織の心理学
11. コミュニケーションの基本
12. 産業社会の動向と働く意識の変化

13. 人事労務管理の基礎知識と人材マネジメントの現状
14. 労働法規の基本
15. 社会福祉関連法
16. 職場における人間関係開発・職場環境改善への支援
17. 職場におけるメンタルヘルス対策への支援
18. キャリア形成への支援
19. コンプライアンスと倫理

*テキストは、『産業カウンセリング—産業カウンセラー養成講座テキスト』を使用します。

◆ 演習科目

面接実習104時間中92時間以上出席し、課題レポート3課題を指定の期日までに提出します。

《留意事項》

- 講座内容は、産業カウンセリングについて、知識や経験のない方を対象としています。
- 「受講約款」および「個人情報のお取り扱いについて」をよくお読みいただき、同意のうえお申込みください。
- 本講座は長期間にわたるため、心の疾病で治療中等の場合は、必ず協会と主治医に相談し、書面による主治医の許可(診断書等)および講座受講に関する同意書をご提出いただきます。
- 定員に満たない場合は開催されないことがあります。
- 定員を上回りお申込みをお受けできなかった場合、および開催中止の場合には、お支払いいただいた受講料全額を返金いたします。
- 面接実習欠席分を他教室の受講で代替するというような、日程の振替はできません。
- 当講座は一般教育訓練給付制度指定講座です。

募集要項に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人日本産業カウンセラー協会 上信越支部

祝休日を除く月～金 9:00～17:00 TEL 027-365-2575

産業カウンセラー養成講座受講約款

2007年12月11日作成、

2014年5月29日・2015年11月18日・2016年11月27日改定

本約款は、一般社団法人日本産業カウンセラー協会(以下「甲」という)が実施する産業カウンセラー養成講座(以下「講座」という)に適用される条件を定めたものです。講座を受講しようとする者(以下「乙」という)は、本約款に同意したうえで受講の申込みを行ったものとみなします。

第 1 条 受講契約の成立

受講契約は、乙が甲に講座受講申込書を提出し、講座受講料を支払った後または乙と信販会社との間の学費ローン契約の成立を甲が確認した後、甲が乙の受講を承諾した旨の書面を発送した日に成立するものとします。

第 2 条 講座の実施

甲は、受講案内書記載の日時に講座を実施します。ただし、自然災害などやむを得ない事情がある場合には、日時等を変更または代替措置を講ずることとします。

第 3 条 受講の条件

- 乙の年齢が受講開始時点で満20歳以上であること。
- 乙がメンタルヘルス不調で治療中等の場合には、次の条件を満たすことが必要です。メンタルヘルス不調の定義は、ICD10 または DSM-5 記載の診断名によります。
 - 受講申込み前に必ず協会に相談し、主治医の書面による許可(診断書等)および講座受講に関する同意書を提出すること。
 - 乙が就業している場合には、メンタルヘルス不調による欠勤または休職中ではないこと、復帰後は業務上の措置が解除されていること。または就業していない場合においては、主治医が就業可能な状態であると判断していること。

第 4 条 受講契約の解除

- 受講契約の解除は、書面により行うものとします。
- 開講前に受講契約を解除する場合には、以下の基準を適用します。
 - 開講日前4週間の応当日(応当日が土曜、日曜、国民の祝日にあたる場合はその前日までの甲の事務取扱日)までの申し出については、乙の支払った受講料より事務取扱手数料(振込み手数料を含む)として2,000円を控除した金額を返還します。
 - 開講日前4週間の応当日を超過し開講日前日(開講日前日が土曜、日曜、国民の祝日にあたる場合はその前日までの甲の事務取扱日)までの申し出については、乙の支払った受講料より講座開講の経費(受講料の15%相当分)を控除し、併せて事務取扱手数料(振込み手数料を含む)2,000円を差し引いた金額を返還します。
- 開講日以降は、以下の場合を除き乙から受講契約の解除はできません。この場合の返金等の取り扱いは、所定の基準によるものとします。
 - 乙が受講教室の変更が不可能な地域へ転勤する場合。
 - 乙が事故または重大な心身の疾病によりそれ以降の受講が不可能となり、かつ医師の診断書が提出された場合。ただし、乙が、第3条第2項の条件を満たして受講を開始した場合でメンタルヘルス不調により受講が不可能になったとき、または、第3条第2項に定める状態にあったにも関わらず同項に定める条件を満たさずに受講を開始し、かつメンタルヘルス不調により受講が不可能になったときには、本項は適用されません。
 - 乙が死亡した場合。
- 甲は、次の各号の1に該当するときは、受講契約を解除することができます。この場合、講座受講料は返金しません。
 - 乙が犯罪行為、反社会的行為または著しく公序良俗に反する行為をしたとき。
 - 乙が受講中に講師、実技指導者等の指示に従わず、または講座の進行に支障を及ぼすなど、乙の受講が適切でないと甲が判断したとき。

第 5 条 修了認定

乙が、所定受講時間数および課題学習等を修了したとき、または甲の指定する補講等を受講し修了要件を満たしたときには、受講を修了したものとします。なお、補講受講に必要な費用は乙の負担とします。

第 6 条 著作権

1. 講座に関する著作権は、甲または使用するテキストや資料等の作成者に帰属します。配布するテキスト、ビデオテープ、その他一切の教材の複写複製または他での使用はできません。
2. 乙は、講座内容を録画・録音することはできません。録画録音に関して特別に講師の許可があった場合でも、それを複写複製または他で使用することはできません。
3. 乙は、講座の具体的な内容をインターネットや出版物等を通じ公表することはできません。

第 7 条 受講に関する支援

1. 講座は、原則として日本語で行い、他の言語による通訳等のサポートはいたしません。
2. 受講にあたり補助・介護など特別な支援を必要とする場合には、甲の事前の承諾を得るものとし、それに関わる費用、手配は乙の負担とします。

第 8 条 免責事項

甲の責めに帰さない事故ならびに講座を実施する施設内において生じた盗難および紛失などについては、甲は責任を負いません。

第 9 条 情報保護

1. 甲は、本講座に関連して収集した情報については、個人情報保護法を遵守し、適切に取り扱います。
特に、第3条2項および第4条3項②号にかかわる書面については厳格に取り扱います。
2. 乙は、本講座に関連して知れた個人情報等を第三者に開示できません。

第 10 条 通知

乙は、住所、氏名を変更したときは、遅滞なくその旨を書面により甲に連絡しなければなりません。変更の通知がない場合には、甲は乙に送付すべき郵便物は受講申込書に記載された乙の住所宛に発送すれば足り、その郵便物は通常到達すべき時に到達したものとみなします。乙に発送された郵便物が乙の不在のため郵便局に留置されたときは、留置期間満了時に乙に到達したものとみなします。

第 11 条 責任の制限

講座に関連する乙の請求に対する甲の累積的責任は、講座受講料を上限とします。

第 12 条 管轄裁判所

本契約に関して問題が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

個人情報のお取り扱いについて

2009年11月20日作成、2016年11月27日、2017年 6月13日改定

産業カウンセラー養成講座応募時にご記入、ご提供いただきます個人情報は、一般社団法人日本産業カウンセラー協会「個人情報保護規程」ならびに「個人情報保護規程に関する運用手続き要領」に基づき厳正な管理をいたします。

1. 個人情報とは

個人情報とは、氏名、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス、勤務先名等によって個人を識別できる情報のことをいいます。

2. 個人情報の利用目的

申込書にご記入いただく個人情報は、養成講座に関わる事務管理、個人を特定できないデータに加工した調査研究資料の範囲で利用させていただきます。ご提供いただく個人情報は任意ですが、ご提供いただけなかった場合、講座受講に際して不具合が生じる場合があります。

3. 個人情報の第三者への提供及び外部への委託

ご提供いただいた個人情報は、上記の目的での利用または法律で定められている場合および当協会と業務委託契約を締結した委託先、公共機関を除いて、ご本人の同意を得ず第三者へ開示・提供または外部へ委託することはございません。

4. 機微(センシティブ)情報の取扱い

機微(センシティブ)情報については、受講約款第3条2項および第4条3項②号に定められているもの以外は取得しません。取得した機微(センシティブ)情報は、所管部署内で厳格に管理し、法律で定められている場合を除き目的外使用はしません。

5. 個人情報の開示・訂正・削除

ご提供いただいた個人情報について、開示、内容の訂正、追加または削除を請求することができます。個人情報の開示・訂正・削除を請求される場合は、養成講座申込み先の当協会支部にご連絡をお願いいたします。なお、本請求にあたり、ご本人であることを確認させていただきます。

《上信越支部 面接実習 教室別日程表》

◆各回とも、土曜日・日曜日

◆面接実習実施時間（予定） 土曜日：9時00分～17時00分 日曜日：9時00分～16時00分

回	高崎教室	長野教室	新潟教室	備考
1	2018年(平成30年) 11月24日	2018年(平成30年) 11月3日	2018年(平成30年) 11月17日	開講式 オリエンテーション
	11月25日	11月4日	11月18日	
2	12月15日	12月15日	12月15日	
	12月16日	12月16日	12月16日	
3	2019年(平成31年) 1月26日	2019年(平成31年) 2月2日	2019年(平成31年) 1月26日	
	1月27日	2月3日	1月27日	
4	3月16日	3月16日	3月16日	
	3月17日	3月17日	3月17日	
5	5月18日	5月11日	4月27日	
	5月19日	5月12日	4月28日	
6	6月22日	6月22日	6月15日	
	6月23日	6月23日	6月16日	
7	8月10日	8月3日	8月3日	
	8月11日	8月4日	8月4日	
8	9月28日	9月28日	9月28日	閉講式
	9月29日	9月29日	9月29日	

※開講式・オリエンテーション、閉講式（修了式）は、講座時間に含まれません。